

令和2年度

指導の重点



京丹後市教育委員会

学校教育指導の重点 目次

○	京丹後市の目指す教育と子ども像	1
○	京丹後市の学校教育	2
○	京丹後市小中一貫教育推進基本計画〈各期の指導目標〉	3
	はじめに	4
観点	10年間を見通した保幼小中一貫教育の推進	
1	学校教育改革の推進	7
2	保幼小中一貫教育の推進	8
3	特色ある学校園・学園づくり	10
重点1	就学前の子どもの教育・保育環境の充実	
1	就学前教育全般	11
2	幼保連携型認定こども園における教育	12
3	保育所における教育	13
重点2	確かな学力と社会を生き抜く力をはぐくむ教育の推進	
1	学習指導	14
2	キャリア教育	15
3	国際理解教育	16
4	環境教育	17
5	情報教育	17
6	へき地・小規模校教育	18
重点3	子どもを健やかにはぐくむ教育環境の充実	
1	特別支援教育	18
2	危機管理の徹底	20
3	教職員が子どもと向き合える環境づくりの推進	21
重点4	豊かな人間性・社会性をはぐくむ教育の推進	
1	生徒指導	21
2	道徳教育	23
重点5	生涯にわたる豊かな学びの支援	
1	人権教育	24
重点6	歴史・文化芸術を活かし、豊かな感性と郷土への愛着と誇りをはぐくむ教育の推進	
1	丹後学	25
2	文化芸術活動	26
重点7	たくましく健やかな体づくりと生涯スポーツの推進	
1	体育・スポーツ活動	27
2	健康安全教育	28
	教職員の資質能力の向上	
1	教職員の使命と責任	29
2	教職員研修	29

社会教育指導の重点 目次

はじめに	31
生涯学習社会の実現	
1 生涯学習推進体制の整備	32
2 現代的・社会的課題に関する学習活動の推進	32
3 地域を創る公民館活動の推進	33
4 生涯学習を進める図書館活動の推進	33
5 社会教育施設及び設備の充実	34
人権教育の推進	
1 人権教育及び啓発活動を進める体制の充実	34
2 人権に関する学習機会の充実	35
家庭・地域社会の教育力の向上	
1 子どもの成長を支える家庭教育の振興	35
2 青少年の育成と地域活動の推進	36
3 地域の教育力を高める成人教育の充実	36
文化芸術の振興	
1 地域文化活動の促進	37
2 芸術鑑賞の機会及び情報の提供	37
文化財の保護と活用	37
生涯スポーツの推進	
1 ライフステージに応じたスポーツ施策の推進	38
2 スポーツ競技力の向上	39
3 スポーツ・レクリエーション環境の整備・充実	40
4 スポーツ観光のまちづくり	40
社会教育指導体制の充実	41

参 考 資 料

○ 『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善について	42
○ 京丹後市の学校教育改革構想（概要）	44

学校教育指導の重点

令和2年度 京丹後市の目指す教育と子ども像

目指す教育(京丹後市教育振興計画)

心豊かにたくましく
幸福な未来を切り拓く力を育む教育
ふるさとへの愛着と誇りを持ち
新しい価値を創りだす力を育む教育

目指す子ども像(学校教育改革構想)

将来に夢と希望をもって
生き生きと学ぶことのできる子ども

確かな学力と社会を生き抜く力をもった子ども

- 意欲** 主体的に学習に取り組む意欲・態度の育成
- 言語・表現** 豊かな「ことばの力」とコミュニケーション能力の育成
- 思考** 基礎・基本を基盤とした思考力・判断力・表現力等の育成

豊かな人間性・社会性をもった子ども

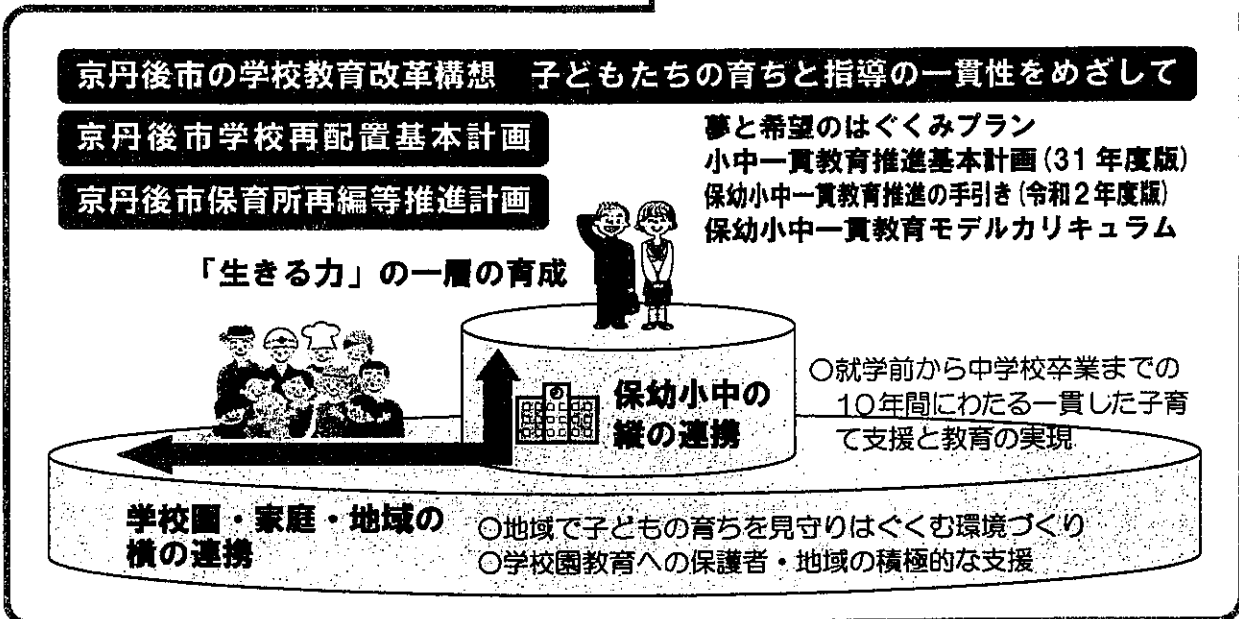
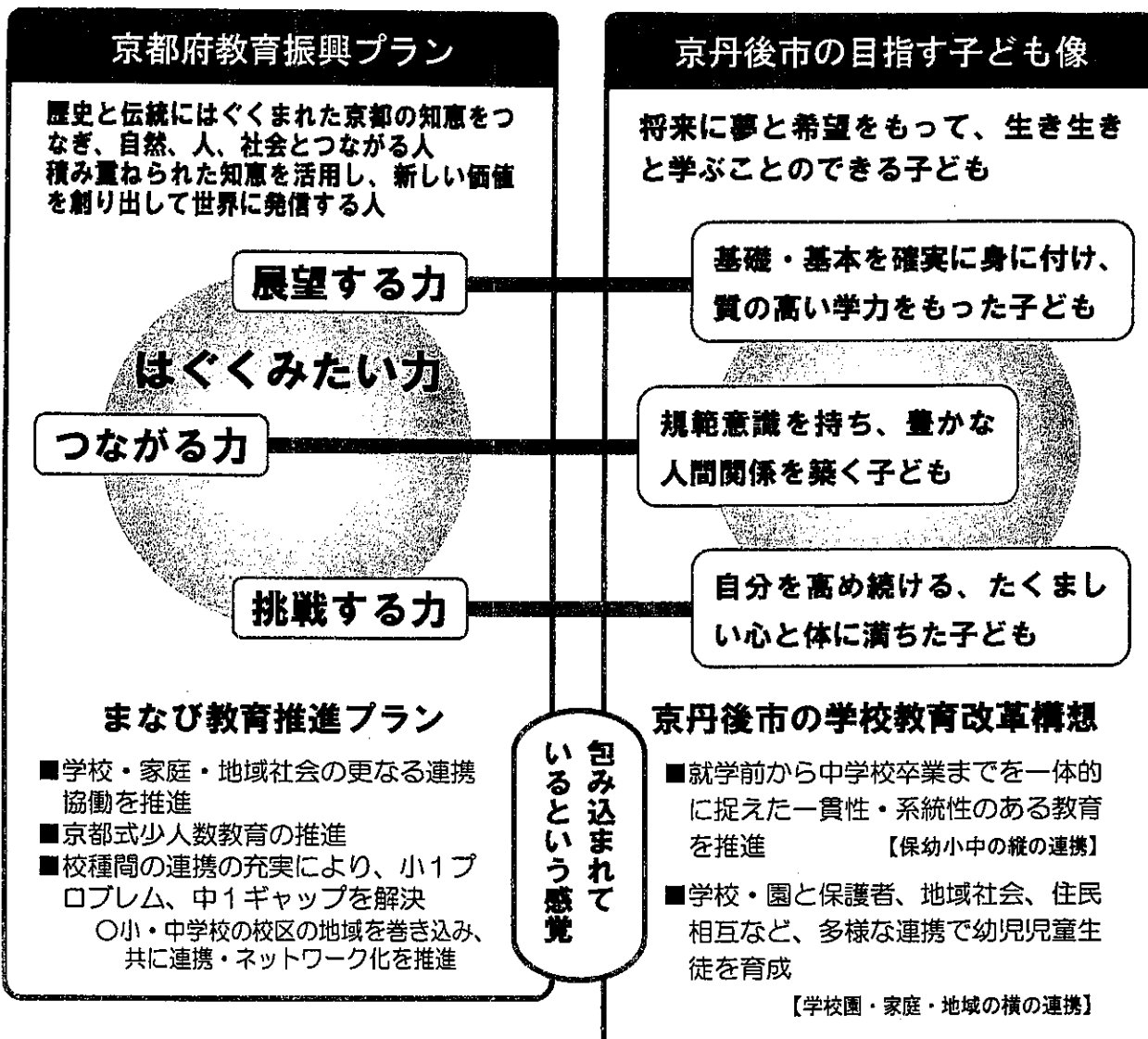
- 協同** 支え合い高め合う人間関係の育成
- 人権** 自尊感情を基盤として人を思いやり尊重する心の育成
- 規範** ルールとモラルを尊重し、正しく判断し行動する力の育成

たくましく健やかな体をもった子ども

- 夢・志** ふるさと京丹後市を愛し学ぼうとする態度の育成
- 自立・自律** 目標をもち実現に向けて粘り強く取り組む実践力の育成
- 体・健康** 健康でたくましい心身をつくる実践力の育成

京丹後市の学校教育

京都府教育委員会のプランと連携しながら、京丹後市教育振興計画に基づく就学前から中学校卒業までの一貫教育を柱とした学校教育改革により、子どもたちの「生きる力」を一層はぐくみます。



京丹後市小中一貫教育推進基本計画

各期の指導目標

		芽生え期 0～2歳	Ⅰ期・自立期 3～5歳	幼児期の終わ りまでに育っ てほしい姿	Ⅰ期・基礎期 小1年～4年	Ⅱ期・充実期 小5年～中1年	Ⅲ期・発展期 中2年・3年
確かな学力	意欲	大人の見守り の中で、安心・安 定して過ごし、多 様な体験を楽し む。	遊びを通して、 人やもの、自然、 出来事等に広く 興味を持ち進ん で関わる。	豊かな感性と 表現 自然との関わり・生命尊重 数量や図形、標 識や文字など への関心・感覚	学習に対する 興味・関心を広 げ、知的好奇心や 探究心を持つ。	興味・関心のあ る事柄について 調べたり、確かめ たり、自主的に学 習する。	自己の進路の 実現に向けて、主 体的に学習する。
	言語・表現	大人を仲立ち として、簡単な言 葉でのやり取り を楽しむ。	自分の思いを 伝えるなど、話す ことを楽しむ。	言葉による伝 え合い 豊かな感性と 表現	言葉を広げ、体 験したことを相 手に分かるよう に伝える。	根拠を明確に して、自らの意見 や主張を表現す る。	情報を集めて 考えを練り、論拠 の明確な文章を 書いたり発表し たりする。
	思考	盛んに模倣し、 物事の共通性を見 つける。	物の性質や仕 組みについて気 付き、遊びに生か す。	思考力の芽生 え 数量や図形、標 識や文字など への関心・感覚	思考力の基礎 となる知識や技 能をしっかりと 身に付ける。	学んだことを 活かし、いろい ろな観点から筋道 を立てて考える。	物事を分析・総 合し、論理的に考 えてよりよく問 題を解決する。
豊かな人間性	協同	一人遊びだけ でなく、大人が仲 立ちとなり、友達 に関心を持って遊 ぶ。	友達と楽しく 遊び行動する中 で、お互いの良さ が分かる。	協同性 自立心 道徳性・規範意 識の芽生え	友達と仲よく し、互いに理解し 合って、助け合 う。	集団の中で支 え合い、高め合 い、互いに自己を 生かす。	社会を担う責 任を自覚し、人や 社会とつながり、 共生する。
	人権	思いを伝えよ うとし、伝わった 時には喜ぶ。	様々な年齢の 友達と関わりが 持て、親しむ。	社会生活との 関わり 道徳性・規範意 識の芽生え	相手の立場に 立って考え、思い やりの心を持つ。	個性や価値観 の違いを認め、自 他を尊重する心 を持つ。	身の周りの不 合理に気づき、差 別を許さない態 度と実践力を身 に付ける。
	規範	大人との関わり の中で、良いこ とや悪いことに 気付く。	自分たちで遊 び方の決まりを つくり、楽しく遊 ぶ。	道徳性・規範意 識の芽生え	約束やきまり を守り、みんなの 使うものを大切 にし、協力し合 う。	学習や生活の きまりの意味を 考え、規律ある生 活を確立する。	社会の一員と して、法やモラル を尊重し、よりよ い判断で行動す る。
たくましい心と体	自立・自律	食事、排泄、着 替えなど、自分で しようとする。	友達とかかわ りを深め、集団生 活を楽しみ、行動 する。	自立心	集団の中での 自己の役割を考 え、行動する。	自己を肯定的 に受け止め、将来 に希望を持ち、よ りよい生活をする。	自分の将来の 目標に向かって、 見通しを持ち、粘 り強く挑戦する。
	体・健康	大人と一緒に 遊具を使うなど して、体を動かす ことを楽しむ。	戸外で友達と 一緒に、進んで 様々な運動や遊 びをする。	健康な心と体	健康や安全に 気を付けて、運動 の基本的な動き や技能を身に付 ける。	健康で安全な 生活を営もうと する自己管理能 力を身に付ける。	心と体を一体 としてとらえ、健 康でたくましい 自分をつくる。

は じ め に

京丹後市の学校教育は、京丹後市教育振興計画に基づき、10年間を見通した幼保連携型認定こども園(以下「こども園」という)・保育所から小中学校までの一貫教育を推進し、本市の将来像「ひと、みず、みどり 市民総参加で飛躍するまち」の実現に向けて、心豊かにたくましく幸福な未来を切り拓く力とふるさとへの愛着と誇りを持ち新しい価値を創り出す力をはぐくむ教育を目指す。

小中一貫教育が平成 28 年度全面実施となって今年度が 5 年目。その節目の年に、現在取り組んでいる就学前から中学校卒業までの一貫した教育を「保幼小中一貫教育」とし、より保育所・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校が一貫して取り組むことを内外に示しながら進めていくこととする。

教育改革が進み、「特色ある学校」「地域とともにある学校」「安全で信頼される学校」が強く求められる今日、校長・園長・所長(以下「校園長」という)主導の体制のもと、全面実施 3 年目となる幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針、今年度からの小学校学習指導要領の全面実施、中学校での新学習指導要領移行期最終年を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、幼児児童生徒に 3 つの資質・能力等を柱とする「生きる力」をはぐくむことを目指さなければならない。

各学校及びこども園・保育所(以下「園所」という)においては、知識・技能(園所においてはその基礎)を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等(園所においてはその基礎)をはぐくむとともに、学びに向かう力、人間性等を養うなど、確かな学力の充実・向上を目指す。また、生命を大切にす心、他人を思いやる心、正義感や公平さを重んじる心など、豊かな心をはぐくむ教育の充実を図るとともに、たくましく生きるための健康や体力の向上に努める。

本市では、学校再配置の取組みを契機として平成 24 年 11 月「～京丹後市の学校教育改革構想～ 子どもたちの育ちと指導の一貫性をめざして」を示し、子どもたちに豊かな心と質の高い学力を身に付けさせ、「生きる力」の育成を図る取組みを推進している

ところである。目指す子ども像を“将来に夢と希望を持って生き生きと学ぶことのできる子ども”として、就学前の園所の5歳児から中学校卒業時の15歳までを見通した10年間の一貫教育を展開していく。

また、就学前教育の充実をさらに図っていくとともに、園所から小学校、小学校から中学校への円滑な接続による保幼小中一貫教育をさらに推進していく。

そのため、周到な教育計画に基づいた保育・教育活動その他学校園・学園運営の状況について、日々の点検及び学校評価や教職員人事評価を適切に行うとともに、学校評議員制度及び学校関係者評価を有効に活用し、保幼小中一貫教育を重要な手法とした学校園・学園の改善に努める。

また、幼児児童生徒の「生きる力」をはぐくむために、地域のよさを生かし、家庭・PTAをはじめとする関係機関等との連携を各学校園だけでなく各学園でも強化し、豊かな教育環境づくりに努めることが重要である。

一方で、教職員が子どもと向き合える環境作りの一環として、教職員の働き方改革実行計画を強力に進め、教職員が心身ともに健康で、一人ひとりの子どもに向き合える環境にしていくことも重要となっている。

このような状況の下、本市が目指す教育に向けて、校園長はもとよりすべての教職員一人ひとりが、教育改革の推進者であるとの自覚のもとに、日々の教育活動を主体的・組織的に推進し、限られた資源を有効に生かしながら、市民の信託と期待に応えるため、総力をあげなければならない。特に、高い人権意識に基づいた学校園での人格の形成・生きる力の育成を図るためにも、幼児児童生徒間の諸問題や教職員自身の課題に対して的確に「気づく」ことを大事にし、学校園の組織をあげて教職員の人権感覚を磨いていく必要がある。

本年度の学校教育指導の重点の作成にあたって

- 1 平成27年度より令和6年度までの10年間の本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定され、中間見直しを経て令和2年度から策定された『京丹後市教育振興計画(令和2年度改定版)』との整合性を図った項目立てとしている。
- 2 学校教育指導の重点がより明確となるよう、本年度特に重視して指導する内容については、太字(下線)で示している。
- 3 指導の重点を学校経営に積極的に反映させるため、令和2年度『学校教育指導の重点 推進上の留意点』を作成するとともに、教職員への周知徹底を図るため、令和2年度『学校教育指導の重点【ダイジェスト版】』(リーフレット・掲示用拡大版)を合わせて作成する。

- 4 本文書の中での略称は以下のとおりとする。

幼保連携型認定こども園 ⇒ こども園

小中学校・こども園・保育所 ⇒ 学校園

こども園・保育所 ⇒ 園所

校長・園長・所長 ⇒ 校園長

保育所・こども園・小学校・中学校の接続 ⇒ 保幼小中の接続

視点 10年間を見通した保幼小中一貫教育の推進

1 学校教育改革の推進

平成27年度より10年間の本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を示し、中間見直しを経て令和2年度から新たに策定された「京丹後市教育振興計画(令和2年度改定版)」に基づく学校教育改革を推進し、「教育と学びのまち 京丹後」の実現を図る。

園所、小学校、中学校は、この計画のもと、目指す子ども像を共有し、教育の質を一層高め、将来にわたって力強く生きる力をはぐくむ。また、家庭・地域と目標や課題を共有するとともに、役割を適切に分担しながら連携・協働し、幼児児童生徒を豊かに育てる教育環境づくりをさらに進める。

- (1) 就学前から中学校卒業に至る幼児児童生徒の育ちを踏まえ、新学習指導要領の求める姿を追求しながら、園所、小学校、中学校が目標と実践方法を共有し、密接に連携して京丹後市の目指す子ども像の具現化を図る。その中で、あらゆる教育活動を通じて、「将来の社会的自立」につながる力を伸ばしていく。
- (2) 保育所等再編（幼保連携型認定こども園の設置を含む）及び学校再配置による新たな園づくり、新たな学校づくり、新しい地域づくりの理念を踏まえ、学校支援ボランティアの活用など、学校教育と社会教育及び地域との一層の連携・協働に努める。
- (3) 学習指導要領の改訂を踏まえ、カリキュラム・マネジメントを通じた学校教育の改善・充実を図る。特に、学校・各教科・学級それぞれにおける教育課程を軸にしたマネジメントを進めていく。また、育てたい資質・能力をつけていくためにも市のモデルカリキュラムに基づいた重点的な取組みを進めるとともに、日々の学習評価を充実させ、指導と評価の一体化を進める。
- (4) 児童生徒が学校内外で学ぶ機会を拡充し、多様で魅力的な教育を一層展開するため、社会教育及び地域と連携・協働し、各学校・学園の創意工夫を生かし

た「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて実践研究を進める。また、各教科・領域の単元・教材で京丹後市の素材が活用できる学習を「丹後学」として位置付け、総合的な学習の時間を核として、京丹後市の歴史や文化、産業、人材等を活用した学習を通して、郷土への理解と愛着、誇りを高めるとともに、自己の在り方、生き方について深く考える力をはぐくむ。

- (5) 教職員の働き方改革の趣旨を踏まえ、計画を着実に実行していくことにより、業務の質的転換を図り、限られた時間の中で幼児児童生徒に接する時間を十分に確保し、幼児児童生徒に真に必要な総合的な指導を持続的に行うことのできる状況を作り出す。

2 保幼小中一貫教育の推進

就学前から中学校卒業までを見通した保幼小中一貫教育を推進することにより、生きて働く「知識・技能」の習得はもとより、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成や学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養とともに、豊かな人間性や社会性をはぐくみ、“将来に夢と希望をもって生き生きと学ぶことのできる子ども”を育成する。また、その手法を、授業改善や学校改善、教職員の指導力や学校力の向上のために有効に活用する。

平成 28 年度より全学園において小中一貫教育を完全実施している。その取組みを通して、これまで以下のような大きな成果がある。

- ① 学園の教職員で、目指す子ども像や中 3 卒業時の姿の理解が進んできた。このことにより、園所からの 10 年間を見通した一貫した教育のベースが確立できてきた。
- ② 生徒指導や教育相談、特別支援教育等において就学前から中学卒業までを見通した一貫した指導が目指され、行事や取組みを通して子どもたちのスムーズな接続につなげることができてきた。
- ③ 子どもたちが互いに学びあい、教職員が協働して教育活動を進める場が多く設定され、教育活動の連続性が培われてきている。

- ④ 学園ごとに、学校地域連携推進協議会やP T A保護者会等家庭や地域社会との連携した教育環境づくりが進んできている。

その結果、質の高い学力のうち、学力診断テスト等の結果においては、小学校低学年から中学校3年生に向けて着実に力を伸ばすことができている。今後は新しい学習指導要領で求められる3つの資質・能力について授業を通じてさらに高めていく。また、学習に向かったり人間関係を高めあったりするうえでの落ち着いた学習環境が整ってきている。一方で、問題事象や不登校については小中一貫教育の推進に伴って激減したが、社会情勢の変化や幼児児童生徒の新たな状況により近年また増加傾向にある。

こうした成果や課題を受け、本年度は全面実施5年目、小学校での新学習指導要領全面実施の節目の年であり、「京丹後市小中一貫教育推進基本計画」及び「保幼小中一貫教育推進の手引き」に基づき、10年間で0期・I期・II期・III期とした教育課程に改善していくことで、全学園において今後も着実な実践と評価を積み重ねていく。

- (1) 学園を単位として園所、小学校、中学校による推進体制をさらに確立するとともに、それぞれの学園の特色や課題に基づき、保幼小中一貫教育校としての目標、経営方針・経営計画、実践計画、評価計画等の充実に努める。また、学園の目指す子ども像に基づいた評価を工夫し、小中一貫教育の検証を進める。
- (2) 就学前から中学校卒業までを見通し、幼児児童生徒の発達段階に応じた学習指導の一貫性と系統性を高めるとともに、園所と小学校、小学校と中学校における指導の円滑な接続により一層進める。特に育てたい資質能力を整理・焦点化し、学びや育ちを丁寧につなぐことを大事に進める。
- (3) 豊かな人間性をはぐくむ教育について、幼児児童生徒の実態と指導課題を共有し、就学前から中学校卒業までの一貫性と系統性を一層高めるとともに、幼児児童生徒の校種を超えた交流や生徒指導等の円滑な接続に努める。
- (4) 「夢と希望のはぐくみプラン」及び「保幼小中一貫教育モデルカリキュラム」を活用して各教科（特別の教科 道徳・外国語科も含む）、外国語活動・特別活動・総合的な学習の時間（以下「各教科等」という）の指導計画を整備し、

就学前教育から中学校卒業までを通して一貫した教育課程の編成を行う。

- (5) 学園を単位として、就学前から小学校へ、小学校から中学校への校種間連携とともに小小連携等の学校間連携を深めるための体制や教職員研修の場を確立し、協働して教育活動を展開する。
- (6) 学校園・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、一体となって課題解決に当たることができるよう、基本的な生活習慣や家庭での学習習慣の確立などの具体的な課題を共有し、就学前から継続的・系統的に家庭・地域への働きかけや連携・協働体制を構築する。
- (7) 保護者や地域の人々に、保幼小中一貫教育についての計画や実践、成果等を積極的に公開し説明するとともに、学校運営協議会(学園単位のコミュニティ・スクール)を設置して、地域とともにある学校園・学園づくりを推進する。

3 特色ある学校園・学園づくり

幼児児童生徒の育ちと指導の一貫性を目指して、就学前から中学校卒業までを見通した一貫性・系統性のある教育を推進する「京丹後市の学校教育改革構想」及び「京丹後市小中一貫教育推進基本計画」を視野に入れて特色ある学校園・学園づくりを進めることとする。

校園長主導のもと、本市や学園の「目指す子ども像」を踏まえ、学校園の実態を十分に考慮した教育目標により、学校教育全般にわたり創意ある教育活動を展開する。幼児児童生徒にとっては魅力のある学校園・学園、家庭及び地域社会にとっては開かれた学校園・学園が基本であることを踏まえ、特色ある学校園・学園づくりを通して、教育活動の一層の活性化を図り、「生きる力」の育成に努める。

- (1) 園所から小学校、中学校へと連続した指導を進めていくために、「小中一貫教育推進基本計画」を活用し、各学園を単位として目指す子ども像や指導目標を設定し、一貫した教育推進計画を作成する。
- (2) 学校の伝統や校風を大切にし、前年度の成果や課題を踏まえ、教育課題を明確にして、創意工夫を生かした教育課程を編成・実施するとともに、計画的・

組織的・継続的に教育目標の具現化を図る。

- (3) 児童生徒の豊かな人間性をはぐくむため、家庭・地域社会との連携・協働を強めながら、地域の人材を積極的に活用するとともに、ボランティア活動など社会奉仕体験活動や自然体験活動等の充実に努める。
- (4) 各学校園・学園においては、学校園・学園評価の充実や積極的な情報提供に努めるとともに、保護者や地域の人々に信頼される特色ある学校園・学園づくりを推進する。

重点 1 就学前の子どもの教育・保育環境の充実

1 就学前教育全般

こども園・保育所は就学前教育の中核を担うそれぞれの役割と機能を自覚し、乳幼児期の特性及び発達過程、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針に基づく適切な保育課程や教育課程を組織的に編成してきめ細かな教育及び保育を進める。

また、「京丹後市保育所再編等推進計画」及び「京丹後市の学校教育改革構想」を踏まえ、保育所と幼保連携型認定こども園間の連携を深めるとともに、小学校教育との円滑な接続に努め、一貫性、連続性のある実践により「生きる力」の基礎をはぐくむ。

- (1) 幼児の発達過程に応じた生活や遊びを通して、「健康」・「人間関係」・「環境」・「言葉」・「表現」の充実を図る。
- (2) 「生きる力」の基礎を培うため、地域の自然や人々との豊かなかかわりを通して、身体感覚と感動を伴う多様な体験を重視する。
- (3) 「京丹後市の学校教育改革構想」に基づく就学前から中学校卒業までの保幼小中一貫教育の充実に向け、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針で示す幼児教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を本市の「各期の目標」に整理して、乳幼児児童の発

達や学びの連続性を考慮した一貫性のある教育・保育を行う。

- (4) 園所・小の情報共有や、幼児児童・教職員の交流と相互理解を深めるなど、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、各学園でモデルプランを参考に、積極的に取組みを進める。
- (5) 発達障害を含む障害等により特別な配慮を必要とする幼児に対し、早期から適切な支援が受けられるよう支援体制と支援システムを整え、保護者や関係機関、小学校との連携に努める。
- (6) 安心して子育てのできる拠点づくりや子育て支援を推進し、保護者や関係機関と連携して家庭における教育力の向上を図る。

2 幼保連携型認定こども園における教育

こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うため、園児が自ら意欲をもって環境と関わることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図る。そのためには、園児の発達や学びの連続性及び園での生活と家庭などでの生活の連続性を考慮し、園児の主体的な活動が確保されるよう計画的に環境を構成するなど、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえた教育・保育の充実に努める。

- (1) 教育と保育を一体的に捉えた全体的な計画の作成及び満3歳以上の教育課程を編成するとともに、調和のとれた組織的、発展的な長期及び短期の指導計画を作成し、園児の実態や状況の変化に即して柔軟な指導を行い、一貫性、連続性のある教育実践を進める。
- (2) 園の生活全体を通して、様々な人やものとの関わりを通して多様な体験をさせ、遊びや生活の中で見通しをもったり振り返ったりすることや言葉による伝え合いの充実を図り、園児の発達に即した主体的・対話的で深い学びを実現する。
- (3) 学園の他園の園児や児童との交流、園小学校教職員の意見交換や合同の研究の機会などを設けたり、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有した

りするなど、学園の接続プランを充実させて他園や小学校とのつながりを持ち、園における教育及び保育と小学校教育の円滑な接続を図る。

- (4) 家庭との連携を深めるとともに、子育てに関する情報提供や保護者同士のつながりを深める機会づくり、園と家庭が一体となって園児と関わる取組みを進めて基本的な生活習慣や態度を養うとともに、ルールや他人を大切にする心などの規範意識や道徳性・社会性の芽生えを培う。

3 保育所における教育

保育所は、子どもの状況や発達過程を踏まえ、人、物、場などの環境を通して質の高い養護と教育を一体的に行うとともに、保護者に対する支援を進めることにより、乳幼児の健全な心身の発達を図る。とりわけ、保育所保育指針における教育に関わるねらい及び内容を踏まえ、生涯にわたる生きる力の基礎を培う総合的な保育の充実に努める。

- (1) 保育所保育指針に基づく全体的な計画を作成するとともに長期的及び短期的な指導計画を充実させ、保育所の生活の全体を通して組織的・計画的に保育に取り組み、一貫性、連続性のある保育実践を進める。
- (2) 子どもが自発的・意欲的に関われるような環境を構成し、主体的な活動や子ども相互の関わりの中で言葉による伝え合いを充実させ、生活や遊びを通して総合的に保育する。
- (3) 学園の他園所の幼児や児童との交流、園小学校教職員の意見交換や合同の研究の機会などを設けたり、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有したりするなど、学園の接続プランを充実させて他園や小学校とのつながりを持ち、保育所保育と小学校教育の円滑な接続を図る。
- (4) 家庭との連携を密にし、子どもの心の安定を図りながら、基本的な生活習慣や態度を養うとともに、ルールや他人を大切にする心などの規範意識や道徳性・社会性の芽生えを培う。

重点2 確かな学力と社会を生き抜く力をはぐくむ教育の推進

1 学習指導

安定した学級経営の下、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、学びを人生や社会に活かそうとする主体的に学びに向かう力、人間性等を養う。

これら児童生徒に求められる資質・能力をはぐくむため、児童生徒の学力の状況を的確に把握・分析し、Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期における学びの在り方を追究していく。

特に「主体的・対話的で深い学び」の実現による授業の工夫・改善を図り、基礎・基本を定着させる授業とのバランスを重視するとともに、具体的な取組みを組織的・計画的に推進し、質の高い学力の育成を目指す。

また、各学園で児童生徒の学力課題を把握し、一層焦点化した取組みを進めるとともに、小・中学校9年間を見通した系統的、発展的な指導、教科等横断的な視点からのカリキュラム・マネジメントの充実を図る。

- (1) 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、綿密な指導計画を立て指導する。その際、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通し、授業をデザインするとともに評価の場面や方法を工夫して学習の過程や成果を多面的・多角的に評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図る。
- (2) 各教科において、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育てる。そのためには、全ての教科等において、それぞれの特質に応じた言語活動を効果的に位置付け、児童生徒が見通しを立て、主体的に課題の発見・解決に取り組む、振り返る学習を一層重視し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める。
- (3) 学園の授業研究を一層充実させ、小・中学校における指導内容や方法を互いに理解するとともに、学園の重点課題から共通のねらいを設定し、指導の一貫

性・系統性・連続性のある授業の追究に取り組む。その際、園所から小学校へ、小学校から中学校への円滑な接続を考え、市策定の接続モデルプランやモデルカリキュラムを基盤に各学園のカリキュラムづくりを進める。

- (4) 全国学力・学習状況調査、京都府学力診断テスト等の結果から見える児童生徒の学力状況を細かく把握するとともに、指導による成果・課題を明らかにし、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を継続的に行い学力の充実・向上を図る。
- (5) 生徒指導の3機能を生かした授業づくりと学級経営を一体のものとして指導することを重視する。
- (6) 総合的な学習の時間では、「丹後学」の内容も含む指導計画を作成し、京丹後市の学習素材を生かした体験的な学習や問題解決的な学習を行うなど、児童生徒が主体的、協働的に取り組む探究的な学習を充実させる。
- (7) 小学校中学年の外国語活動、高学年の外国語科導入の趣旨を踏まえ、中学年から「聞くこと」「話すこと」を中心とした活動を通じて外国語に慣れ親しませ、外国語学習への動機付けを高めた上で、高学年から段階的に文字を「読むこと」及び「書くこと」を加えて総合的・系統的に扱い、中学校への円滑な接続を図る。
- (8) 読書活動を教育活動の中に適切に位置付け、その充実や学校図書館等の活用を図り、読書意欲の向上や読書習慣の形成に努める。
- (9) 家庭学習の充実と生活習慣の改善について家庭・地域と連携した取組を一層充実させるとともに、児童生徒の学習意欲を喚起し、自主的、自発的な学習が促されるよう学習課題や方法を工夫する。
- (10) ICT機器を効果的に活用し、学習意欲の向上や授業づくり、学力向上に向けた指導方法を工夫する。

2 キャリア教育

学ぶことと自己の将来とのつながりを見通した指導や活動を基盤として、自らの役

割や働くこと、夢や希望、将来への展望をはぐくむ。また、興味・関心の幅を広げることで、個々の生き方についての意識を高め、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。

- (1) キャリア教育に関わる校内体制を整え、学園を中心に将来に向かって意欲的に学ぶことのできる子どもを育てる。そのために、校種間連携を推進し、系統的な年間指導計画のもとに、小学校からの組織的・計画的な指導に努める。
- (2) 児童生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、組織的・計画的な進路指導を行う。
- (3) 児童生徒が、学校、家庭及び地域社会において学んだことを振り返り、新たな学習や生活への意欲につなげ将来の生き方を考える活動の中で、児童生徒が学びを記録し蓄積する教材として「キャリア・パスポート」を活用する。
- (4) 学校間・校種間の幼児児童生徒の交流、家庭や地域との連携や協力を深め、自尊感情を基盤とした将来への夢と希望をはぐくむ。
- (5) 地域社会とかかわる活動や職場体験活動等をとおして、児童生徒一人ひとりに自らの役割や働くこと、将来の生き方・働き方について考えさせる。その際の指導場面として丹後学を活用する。

3 国際理解教育

人権尊重の精神を基盤にして、京丹後市や我が国の文化、伝統などを尊重するとともに、諸外国の文化を理解し尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく資質や能力を育成する。

- (1) 国際理解教育の全体計画のもとに、指導内容を明確にして各教科等の年間指導計画に位置付け、教育活動全体を通して組織的・計画的な実践に努める。
- (2) 教育活動全体を通して、自分の考えを持ち、わかりやすく相手に伝える力を養うとともに、ALT・CIRなどを有効に活用することで、外国の人々とのコミュニケーション能力の育成に努める。
- (3) 単に知識理解にとどめることなく、体験的な学習や課題学習などを取り入れ、

実践的な態度や資質、能力を育成する。

- (4) 諸外国の文化や伝統を理解し、他国への興味関心を深めることで、国際感覚を持ち、グローバル社会で活躍できる人材育成に努める。
- (5) 国際化が進展する中で、我が国の国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌についても同様に尊重する態度を育てる。

4 環境教育

身近な環境や環境問題に関心を持ち、人間と環境との関わりについて理解を深め、よりよい環境の保全や創造のため、主体的に環境に働きかける実践的な態度や能力を育成する。

- (1) 校内の推進体制を明確にするとともに、教科等横断的な視点から年間指導計画の編成を行い、組織的かつ計画的な指導に努める。
- (2) 体験的な学習や問題解決的な学習など指導方法を工夫し、環境に配慮した生活や行動ができる実践的な態度や能力の育成に努める。
- (3) 自然との共生を大切にした循環型社会の構築に向けて、家庭、地域社会及び関係機関との連携を図り、地域の特性を踏まえた環境教育の推進に努める。

5 情報教育

社会の高度情報化に伴い、学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力（情報活用の実践力、情報の科学的な理解及び情報社会に参画する態度）を児童生徒の発達段階に応じて身に付けさせる。また、学校における教育の情報化を一層推進する。

- (1) プログラミング教育等を通して情報活用能力を育成していくことができるよう、児童生徒の発達の段階を考慮の上、全体計画を作成するとともに教科等横断的な視点から年間指導計画を編成し計画的な指導に努める。
- (2) 情報モラルの指導に関する研修を通して教員の指導力の向上を図り、自身及び他人に関わる個人情報の取扱いや著作権への配慮、インターネット上におけ

るいじめなど情報モラルに関連する課題（最新の動向も含む）への指導を、法やルールに関する教育と合わせて充実させる。

特に情報手段の適切な使用やSNSに代表される情報通信ネットワークのルール・モラル等に係る指導について、関係機関や家庭と連携しながら、すべての小・中学校（低学年含む）で発達段階に応じて実施する。

- (3) コンピュータや情報通信ネットワーク、電子黒板、タブレット端末などの情報手段の適切な活用を図り、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。とりわけ、小学校中高学年、中学校に導入した電子黒板の積極的な活用を図る。

6 へき地・小規模校教育

へき地・小規模校の特性を生かした多様な教育活動を推進し、学力の充実・向上に努めるとともに、確かな表現力、豊かな社会性及びたくましい実践力を身に付けた児童生徒の育成を図る。

- (1) へき地・小規模校の特性を踏まえた教育課程を編成し、個に応じたきめ細かな指導を工夫するとともに、主体的に学習する意欲と態度を育てる。
- (2) 各学校の教育課題に応じた創意ある教育活動を展開し、校内の異年齢集団活動や合同授業、学校間の多様な交流を組織的・計画的に促進する。
- (3) へき地・小規模校が直面している教育課題の解決のため、家庭や地域社会と連携を一層深める。

重点3 子どもを健やかにはぐくむ教育環境の充実

1 特別支援教育

ノーマライゼーションの進展等を踏まえ、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒個々の教育的ニーズに応じ、障害に基づく種々の困難の克服を図りながら個性や能力

の伸長に努め、心豊かでたくましく生きる力を培う。

また、すべての幼児児童生徒が障害のある人を正しく理解するための指導の充実を図る。

- (1) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い、法の趣旨を主体的にとらえ、障害のある幼児児童生徒や保護者のニーズに合わせて的確に支援するための取組みをさらに進める。
- (2) 園所においても園内委員会や特別支援教育コーディネーターを設置し、学校園すべてにおいて機能的に活用するなど、障害のある幼児児童生徒を学校園全体として支援する体制の充実を図る。特に特別支援教育を全教職員が教育・保育の推進上の大きな課題ととらえ、学校園体制を整えて一致して取り組む。
- (3) 特別支援学級に在籍する児童生徒及び通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒における個別の指導計画・個別の教育支援計画等を家庭や医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携し、様々な側面からの取組みを示した計画として作成し、日々の教育活動の指導計画や記録として活用しながら個に応じた指導の推進と指導方法の工夫改善を図る。その際、日常的に本人や保護者との懇談を実施し、個々への合理的配慮を明確にして取り組んでいく。なお、児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための自立活動を取り入れ適切に指導することとする。
- (4) すべての学校園において、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育活動の充実を図るとともに、関係機関と連携し、教育相談を重視した就・修学指導や進路指導の充実に努める。

特に就学指導については、市教育支援委員会の体制と合わせて学校園内委員会での進め方を再構築し、より個に応じた指導の推進を図るようにする。また、就学指導は日々の取組みを大事にし、年間を通じて行うものとする。

- (5) 保幼小中一貫教育を活用し、発達障害を含む障害のある幼児の園所から小学校への、また、児童の小学校から中学校への円滑な接続を図るための組織的な取組みを強化する。

- (6) 障害のある人及び特別支援教育についての正しい理解と認識を深めるため、計画的に指導を行う。
- (7) 特別支援教育について、保護者や地域社会の理解と認識を深めるため啓発に努める。

2 危機管理の徹底

安心安全な学校園での生活を確保するため、危機管理体制を整備・充実し、教職員の危機意識を高め、安全管理の徹底を図るとともに、管理職の危機対応能力を高める。

- (1) 不慮の事故、地震・津波・大雨などの自然災害、火災、不審者侵入、弾道ミサイル等に対して、迅速かつ組織的に対応できるよう全教職員に危機管理の徹底を図る。
- (2) いじめ問題、虐待、体罰やセクシャルハラスメント等に対しては、教職員の研修にとどまらず、万一事象が発生した場合には組織的、かつ迅速に対応できるよう報告・連絡・相談体制の確立を図る。なお、いじめの未然防止・早期発見に関わり、単独設置を原則とするいじめ防止等組織による会議を定例化し、情報収集等が的確に行われるよう格段の配慮を図る。
- (3) 危機管理の徹底のために自校園の危機管理マニュアルが緊急時に機能するよう繰り返し見直し、実効性あるものに整備する。また、適切に組織的対応ができるよう訓練を伴った指導の徹底を図る。
- (4) 文書の紛失や個人情報の流出を防ぐために、文書管理規程に基づいた処理をするとともに、表簿等の取扱いや可搬記憶媒体の管理を徹底する。さらに、情報通信ネットワーク使用に伴う危険性の周知を図る。
- (5) 情報通信ネットワーク（SNS通信機能等を含む）を介した誹謗中傷やいじめを防止するために、家庭との連携を図り、正しい情報通信ネットワークの活用を図る指導を推進するとともに、事象の背景にあるいじめの根本的解決に努める。
- (6) 地域社会やP T A(保護者会)・関係機関等との連携を図り、特に、通園・通

学時の幼児児童生徒が交通事故や犯罪に遭わぬよう安全指導・安全管理を徹底する。

- (7) 学校のWebサイトによる情報発信は、知的所有権の保護や幼児児童生徒のプライバシーの保護に配慮して行う。
- (8) 学校における食材を扱う活動全般に対して、徹底した衛生管理により、食中毒の発生がないよう努める。安心安全な学校園生活を確保するため、危機管理体制を整備・充実し、教職員の危機意識を高め、安全管理の徹底を図る。

3 教職員が子どもと向き合える環境づくりの推進

学校教育における課題が複雑化・多様化する中、教職員の勤務実態は大変厳しい状況にある。国・府の教職員の働き方改革の取組方針等を踏まえ、学校における業務改善の促進を図る必要がある。

- (1) 本市の「教職員の働き方改革実行計画」を推進し、教職員が心身ともに健康で、一人ひとりの子どもに颯爽と向き合える環境づくりに努める。
- (2) 教職員のメンタルヘルス対策、校務支援システム・ICT機器の活用、部活動指導員の有効活用等、教職員の負担を軽減する取組みの推進に努める。
- (3) 「京都式チーム学校」をより良く機能させるために、多様な専門性を有する人材の活用や学校体制の強化を図り、学校の業務改善の取組み・教員の負担軽減対策を推進する。

重点4 豊かな人間性・社会性をはぐくむ教育の推進

1 生徒指導

よりよい人格の発達と「将来の社会的自立」を目指し、教育活動全体に生徒指導の3機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定の場）を常に意識した教育活動を推進する。また、幼児児童生徒一人ひとりの生活実態の把握や内面理解に努め、望ましい集団活動を通して、自らの課題を解決する意欲と実践力を育成する。あわせて園

所、小・中学校の連携を一層密にし、校内指導体制の確立と組織的・計画的な指導を推進する。

- (1) 幼児児童生徒相互及び教職員との心のふれ合いを大切にし、深い信頼関係に基づく人間関係の育成に努める。
- (2) 望ましい集団活動や多様な体験活動を通して、好ましい人間関係やコミュニケーション能力、豊かでたくましい心の育成を図る中で自己肯定感を育てる。
また、児童生徒が安心できる「居場所づくり」とともに、主体的に取り組む共同的な活動を通じた「絆づくり」に努め、児童生徒が存在感・充実感を感じる学校生活を送らせるための積極的な指導を進める。
- (3) 学習におけるつまずきや遅れなどが問題行動や不登校(傾向)の要因となり得ることを踏まえ、生徒指導の3機能を生かした授業づくり等を進める。また、授業の中で互いを認め合う中で、児童生徒が自発的に教え合い、学び合うことで目的意識を持たせ、学習意欲を育てるとともに、基礎学力の定着を図る。
- (4) 不登校(傾向)やいじめ、その他反社会的な問題行動等について、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー等の専門家や関係機関と連携し、多面的な見立てによる組織的な取組みを展開する。とりわけ、不登校やいじめについては、未然防止に重点を置くとともに、組織的且つ迅速な初期対応に努める。
- (5) いじめは、「すべての児童生徒に起こりうる、また、すべての児童生徒が被害者にも加害者にもなりうる」ということを踏まえ、いじめに向かわせない環境づくりをすべての教職員で推進するとともに、教職員の人権意識の高揚を図る。また、「学校いじめ防止基本方針」に則り、各校で設置しているいじめ防止等組織において、いじめ防止等のための情報共有の徹底と組織的な対応を行う。
- (6) 情報通信ネットワークに関わる諸問題については、スピード化や広範囲化、さらには低年齢化により集団等による問題事象やインターネット上におけるいじめへ発展しているケースがある。早期の適切な対応を図るとともに、関係機関や家庭との連携を強化し情報モラルの向上等についての指導を年間を通して

行う。

- (7) 学校園や社会のきまり・ルールやモラルを守ることなどの意義や重要性について、法やルールに関する教育に取り組むとともに、幼児児童生徒の発達段階を踏まえた上で、「話し合い活動」を取り入れた主体的な活動を通して規範意識の醸成を図る。
- (8) 薬物乱用の未然防止や児童虐待の早期発見に努め、地域社会や関係機関との連携を一層密にし、啓発と必要な支援を継続して行う。
- (9) 学園において、園所と小・中学校の相互連携を深め、幼児児童生徒の実態と指導の成果・課題を共有するとともに、重点課題を設定し共通のねらいのもとに積極的な生徒指導を進める。
- (10) 家庭・地域社会と連携し、学校園外の諸活動への参加を促すとともに、幼児児童生徒を取り巻く環境の浄化や健全な文化の育成に努める。

2 道徳教育

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性の育成を図る。

学校における道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達の段階を考慮して適切な指導に努める。

特に道徳科においては、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成に努める。

- (1) 道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教職員が協力して道徳教育を展開する。なお、全体計画の作成に当たっては、児童生徒、学校及び地域の実態を考慮して、道徳教育の重点目標、重点内容項目を明確にするとともに、各教科等における道徳教育に関わる指導の内容及び時期を整理した別葉を作成し活用を図ること。

- (2) 校内、学園の道德教育の充実を図るため、研究体制を整え、小中の発達段階、系統を見通した指導の在り方についての研究を推進する。
- (3) 児童生徒の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道德的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法の工夫に努める。
- (4) 道德科の評価に当たっては、特に、学習活動において児童生徒が道德的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道德的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視する。
そのために、児童生徒の学習の過程や成果などの記録を計画的に蓄積したものや児童生徒が道德性を養っていく過程での児童生徒自身のエピソードを蓄積したもの、児童生徒が行う自己評価や相互評価などを活用することが考えられる。
- (5) 道德科の授業公開や通信等により、道德教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表し、道德教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図る。

重点5 生涯にわたる豊かな学びの支援

1 人権教育

あらゆる教育活動の中に人権教育の視点を適切に位置付け、幼児児童生徒の実態を的確に把握して学力の充実・向上を図り、進路の保障に努めるなど、一人ひとりを大切にされた教育の推進を図る。また、同和問題をはじめとする様々な人権問題の正しい理解や認識の基礎を培うとともに、互いの個性や価値観の違いを認め合い、基本的人権を尊重する態度や実践力を養う。

- (1) 「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」を踏まえ、地域や学校の実態を

十分考慮した人権教育推進計画を策定する。また、校長主導の全校推進体制を充実させ、日常的に点検・評価をしながら効果的な実践に努める。

- (2) 一人ひとりの課題とその背景の分析に基づく個々の課題に応じたきめ細かな指導を行い、基礎学力の定着を図り、希望進路の実現を目指す。
- (3) 人権学習資料集等を活用し、普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチにより、児童生徒の発達段階や生活の実態に即した体系的・計画的な人権学習を推進する。その際、校内研究会や隣接学年等で授業を見合うなどを通して、人権学習の工夫改善を図る。
- (4) 職場人権研修主任を中心に教職員人権研修ハンドブック等を活用した研修を計画的・体系的に実施し、教職員自身が高い人権意識を持つとともに、様々な人権問題の解決に向けた実践力と指導力の向上を図り、人権尊重を基本に据えた人権教育を推進する。
- (5) 様々な人権問題の解決に向けて学校間や校種間、専門家や関係諸機関との連携を強化し、よりよい解決につながるよう教育実践を進める。
- (6) いじめ行為は相手の心を傷つけるだけでなく、人権を著しく侵害するものであり、人間として絶対に許されない行為であることを認識させ、解決に向けて自ら考え行動できる幼児児童生徒の育成に努める。
- (7) インターネット上での人権侵害など、新たな人権にかかわる課題に対して適切に対応する。特に、メールやSNSを使った人権侵害について発達段階に即した指導を行う。
- (8) 性的指向・性自認についての理解を深め、多様な性の在り方やLGBT等について正しく理解・認識し、誰もが安心して暮らしていけるための教育・啓発を推進する。

<p>重点6 歴史・文化芸術を活かし、豊かな感性と郷土への愛着と誇りを はぐくむ教育の推進</p>
--

1 丹後学

各学校で地域探究学習として、総合的な学習の時間を核として実践が積み重ねられてきたその実践の手法と成果を基盤としながら、保幼小中一貫教育の内容として「丹後学」を実施する。特に、体系的・系統的なねらいと実践内容を整理したモデルカリキュラムを参考にして、京丹後市についての理解、愛着と誇りを高めるとともに将来の自己の生き方・あり方の探求を進めようとする「丹後学」の充実を図る。

- (1) 各学園で、小中一貫教育推進基本計画で示した各指導区分の学習テーマとねらいを踏まえ、地域の特色を生かした系統的な「総合的な学習の時間を活用した丹後学」について、モデルカリキュラムを参考に各学年約 20 時間分を充てて実践する。

特に、学園全体で丹後学の内容等系統を重視して進める。とりわけ小学校では、学習指導要領全面实施による総合的な学習の時間の実施時数（70 時間）が以前のように戻ることを踏まえ、全体のカリキュラムについても学園で交流しながら進める。

京丹後市においては、学園ごとの地域性もあるが、「丹後学」としては、上記小中一貫教育推進基本計画で示す学習活動内容をどの学園でも計画し取り組んでいくものとする。

- (2) 各学園で、教科・領域の学習内容を「既存の学習を活用した丹後学」として位置付け、各教科・領域の目標のもと、丹後学のねらいも加えた指導を充実させる。
- (3) 学習にあたっては、地域の人々との協働による指導を重視し、京丹後市の「人」「環境」「文化」から学ぶための準備を大切にする。

2 文化芸術活動

創造性に富む情操豊かな人間を育成するため、児童生徒の豊かな感性と生涯にわたって芸術を愛好する心情をはぐくみ、伝統文化の継承・発展及び新しい文化芸術の創造を目指す活動の推進と充実に努める。

- (1) 文化芸術活動を教育全体に関連付けて適切に行い、児童生徒の個性を生かした主体的・創造的な活動への支援を通して表現能力や鑑賞能力の伸長に努める。
- (2) 和楽器や日本のうたを取り扱うなど我が国の伝統や文化を学ぶ機会を充実させるとともに、諸外国の文化や伝統を尊重する態度も育成する。また、地域の伝統文化等に携わっている人や関係団体との連携を図った体験的な学習も進める。
- (3) 文化芸術活動の活性化を図るため、教育活動の成果を発表する適切な場などを設定し、学校間・校種間並びに地域社会との交流・連携を積極的に推進する。
- (4) 学校支援ボランティア、外部人材等を積極的に活用し、教育の一層の充実を図る。

重点7 たくましく健やかな体づくりと生涯スポーツの推進

1 体育・スポーツ活動

体育・スポーツ活動を通して健全な心身の発達を促し、体力・運動能力及び競技力の向上を図るとともに、生涯を通じて親しむ態度を育成する。

- (1) 特色ある学校体育・スポーツ活動を推進する。
- (2) 新体力テスト(全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等)を活用して、児童生徒の体力・運動能力、運動習慣の実態を把握し、小・中学校において一貫した体育指導と体力向上の取組みの充実を図る。
- (3) 競技スポーツの充実と振興のため、体育的行事・体育クラブ・運動部活動の充実と指導方法の工夫改善を図る。体育・スポーツ活動を通して健全な心身の発達を促し、体力・運動能力及び競技力の向上を図るとともに、発達段階に応じた運動習慣の確立を目指すなど生涯を通じて運動やスポーツに親しむ態度を育成する。

2 健康安全教育

幼児児童生徒が健康かつ安全で活力ある生活を営むために、それを支える基盤として健やかな心身の育成や自他の危機予測ができるなど、危機対応能力の育成を図る。

そのため、学校においては、健康安全教育の指導計画を整備充実する。

また、安全教育については家庭や地域社会、関係諸機関と連携し、非常災害時における校種間連携などの対応策も視野に入れ、教育活動全体を通じて健康安全教育を組織的・計画的に推進する。

- (1) 健康の保持増進に係る取組みを通して、保健教育と保健管理を推進する。
- (2) 安全な生活を営むための正しい知識の習得と的確な判断力、行動力が養われるよう、身の回りの安全、交通安全、自然災害、事件・事故等に関する防災・減災についての安全管理と安全教育を進める。とりわけ交通安全に関わっては、交通安全教室等の取組みを一層充実させるとともに、園所、小中学校、PTA（保護者会）、安全ボランティア、警察等の関係機関との連携を深め、交通規則を遵守し、自らの命を守ろうとする態度を育成する。
- (3) 幼児児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう学校園における食育の推進・充実を図る。そのためには、食に関する指導の全体計画・年間指導計画に基づく教科横断的な指導を行う。また、学校給食に地場産物や郷土食等を積極的に取り入れ、地域の食文化や郷土に関心を寄せる心をはぐくむなど、学校給食を生きた教材として積極的に活用する。
- (4) 教職員の共通理解のもとに家庭と連携し、幼児児童生徒の心身の健康の基礎につながる基本的な生活習慣の確立を図る。とりわけ、SNSやゲームを含めて、自らコントロールできる力をめざす。
- (5) 喫煙・飲酒、薬物乱用などの防止、各種感染症や生活習慣病の予防など健康に関する課題に適切に対応できるようにする。また、エイズに関する指導を含む性に関する教育を生命の尊厳や人権尊重を基盤とした人間教育として捉え、発達段階に応じて系統的・総合的に推進する。

なお、これらのことは家庭・地域社会と連携して取り組んでいく。

教職員の資質能力の向上

1 教職員の使命と責任

教職員は教育公務員として公教育に課せられた使命と責任を自覚し、心身の健康管理と不断の研鑽に努め、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力の向上を図り、学校教育に寄せられた期待に応えるよう努めなければならない。

そのために、管理職は豊かな識見と的確な判断のもとに、学校経営を評価し、改善に努めるとともに、主任などを指導し、教職員の資質能力の向上と人材育成に全力を注ぐ。また教職員の健康状況に留意し、増進に努め、教育活動を活性化させることにより、市民の信託に応える。

- (1) 人間の成長や発達についての深い理解と幼児児童生徒に対する教育的愛情と熱意を持った指導に努める。
- (2) 広く社会とかかわり、地域の状況を的確に把握することに努め、地域や保護者との信頼関係を確立するとともに、自己の人間性を一層磨くよう努める。
- (3) 豊かな識見と専門性に基づいた確かな指導力と自ら学び続ける意欲を持ち、教職員人事評価制度の活用などを通して自己の資質能力の向上に努めるとともに、自校の教育目標達成に努める。

2 教職員研修

教職員は不断の研鑽によって教育者としての専門性や資質・能力を高めるとともに、意欲的・計画的な研修に努める。

職務の遂行に当たっては、社会の変化・地域の実態を的確に把握し、学校教育に寄せられた期待に応えるように努めなければならない。

- (1) 学校教育目標の具現化や、日常の教育課題の解決を図る研修を深め、その成果を生かし、教育活動を充実・向上させるよう努める。
- (2) 校長は、年間研修計画のもとに組織的研修、教職員個々の特性や課題・職務

に応じた研修の充実を図るとともに、教育研究の推進と教職員の指導力の向上に努める。特に、講師も含めた経験年数の少ない教員が増えている状況を鑑み、組織的・計画的な人材育成を進め、人間力・教師力の向上に努める。

- (3) 教育公務員特例法の改正に基づき京都府教育委員会が平成30年3月に改訂・策定した「求められる京都府の教員像」『京都府教員等の資質能力の向上に関する指標』を目安とし、教員のライフステージに応じたキャリアアップを図る必要がある。その手立てとして、教職員は、常に実践上の課題意識をもった意欲的な自己研修を基盤として、京都府総合教育センターや本市などが行う各種の公的研修に積極的に参加し、その成果を校内研修や教育実践に生かすなど、指導力の向上に努める。特に、中堅教員は教育活動の中心としての自覚を持ち、力量の向上に努める。
- (4) 小・中学校学習指導要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の改訂の趣旨及び京丹後市の教育課題に対する理解を一層深めるとともに、学園を単位として、学校園が協同し、就学前から中学校卒業までの系統的で一貫した教育を目指した教職員の交流や合同研修、幼児児童生徒の交流等を積極的に進める。
- (5) 園所は、就学前教育の課題と実践を共有し、相互理解と連携を深めながら、保育士・教職員の交流、合同の研修等を積極的に進める。

社会教育指導の重点

はじめに

京丹後市の社会教育は、すべての市民があらゆる機会や場所を利用して、自らの実生活に即する文化的教養を高めることのできる環境を整備するとともに、「市民と地域がキラリと光り輝くまち」の実現に向けて、郷土に誇りをもち、夢と希望をもって未来に飛躍する人間性にあふれた人づくりを進めることを目的とする。

今日、地域社会をめぐる環境は、急激な人口減少や少子高齢化の進行、地域コミュニティの在り方の変化、地域における人の繋がりや連帯感、支え合いの意識の低下など、課題が多様化している状況である。

このような変化に対応し、市民が人間性豊かで充実した社会生活を営むため、常にアンテナを高くし情報収集に努めながら、社会性や緊急性などの観点から現代的課題を選択し、学習機会として提供することが重要である。

そのような中、社会教育行政には、市民の学習ニーズの把握と的確な対応に基づき、市民の主体的な学習を支援する役割を担うとともに、地域課題解決につながる取組みが期待されている。

また、生涯スポーツにおいては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などにより、市民のスポーツへの関心が高まる中、第2次京丹後市スポーツ推進計画に掲げた施策を柱とした、生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ振興が求められている。

このような状況を踏まえ、令和2年度は、京丹後市教育振興計画に基づき、生涯にわたり市民の学ぶ意欲を支える環境づくりを推進するため、次の項目を本市の社会教育推進の重点とする。

生涯学習社会の実現

1 生涯学習推進体制の整備

市民の誰もが生涯を通じて学び創造性あふれる豊かな生活を送るため、あらゆる機会や場所で、必要なことを、自分に適した手法で、自発的に学び、その成果を地域社会に還元し活躍できる環境を整える。

- (1) 生涯学習を総合的かつ効果的に進めるため、学校教育及び行政機関、各種団体と情報を共有しながら連携した推進体制を整備する。
- (2) 市民の学習ニーズの把握に努め、実態に即した学習機会の提供を進めるとともに、社会教育委員等の教育関係機関の意見も踏まえて、必要な生涯学習活動の振興を図る。
- (3) 自主運営サークル等が持続可能な活動を行えるよう側面的な育成・支援を行うとともに、活動の成果を地域に還元する環境を整備し、自発的な学習ボランティアの確保に努める。

2 現代的・社会的課題に関する学習活動の推進

さまざまな現代的・社会的課題に関し、市民同士が学び合い、教え合う相互学習等が活発に行われる環境を醸成するなど、学習機会の提供に努める。

- (1) 国際化の進展に伴い、我が国の伝統文化を尊重しながらも、異なる多様な文化や習慣を持つ人々と共に暮らす地域づくりに向け、国際理解に関する学習活動を推進する。
- (2) 本市の美しい自然を守り育てる環境づくりに向け、市民の自主的な環境保全活動を支援するとともに、地域の自然資源等を活用した学習及び体験活動を推進する。
- (3) スマートフォンをはじめとした様々なインターネット機器の普及への対応など、情報モラル教育を推進するとともに、インターネット利用などに関する普及啓発を行う。

- (4) 男女平等の理念を踏まえ、男女共同参画型社会をめざし、地域の女性組織の育成及び学習・交流活動を推進する。
- (5) 高齢者が地域社会の中で孤立することなく社会に参加できるよう、生きがいづくり、健康の保持増進、知的・人的ネットワークの構築につながる学習機会の提供に努め、生涯を通じて学び、地域に参画し豊かな知識・技術・経験を活かせる環境を整備する。

3 地域を創る公民館活動の推進

公民館は、社会教育の実践活動を進める拠点として、地域活動をリードし、地域を繋げていくコーディネーターの役割を担っており、社会教育を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向け、その機能を十分に発揮するよう努める。

- (1) 中央公民館の機能を充実させるとともに、地域公民館との連携を強化し、地域の課題や時代の変化に対応した学習活動を推進する。
- (2) 市民の自治意識や地域の連帯感を高め、市民すべてが気軽に参加し、仲間づくりや交流できる自治公民館活動の促進を支援する。
- (3) 公民館としての機能を十分に発揮するため、役職員を対象に企画・運営力、コミュニケーション能力の開発等、スキルアップに向けた意見交換・交流・研修の機会を設ける。
- (4) 地域の各種団体等の情報を共有し、団体・グループの育成だけでなく連携した取組を進めるとともに継続的な学習活動を展開する団体に対し様々な方法で支援する。
- (5) 持続可能な地域づくり及び、公民館と地域コミュニティの今後のあり方について協議・検討を行う。

4 生涯学習を進める図書館活動の推進

図書館は、生涯学習の拠点として、市民の図書館利用を促進し、幅広い情報の収集と提供を進めるとともに、機能の充実を図る。

- (1) 図書館の利用を促進するため、資料の充実とサービスの向上に努める。
- (2) 京丹後市子どもの読書活動推進計画第三次推進計画に基づき、家庭、学校園、地域及び関係機関と連携しながら、子どもの読書活動を推進する。
- (3) ボランティアの育成と活用を図るとともに、読書活動の普及・啓発に努める。
- (4) 市民の幅広いニーズに対応するため、広域的な情報の収集と提供を進める。
- (5) 本館と分館の連携を深め、市民が利用しやすい運営に努める。
- (6) 丹後図書室の移転により、より充実したサービスの提供に努めるとともに、市立図書館全体の今後のあり方について検討を進める。

5 社会教育施設及び設備の充実

公民館や図書館等の社会教育施設は、地域の活力向上といった社会の要請に応えながら安全に学習機会を提供していくことができるよう、計画的に老朽化対策を行い、各施設の機能を生かした有効な活用と利用の促進を図る。

- (1) 図書館施設の利便性を高めるとともに、情報を効果的に提供できるよう設備の充実を図る。
- (2) 市民の主体的な活動を支援し学習成果を活かす場を提供することは、さらなる学習意欲の向上や社会参加の支援などの相乗効果が期待できるため、各施設の機能を十分に生かした継続的かつ系統的な事業を実施する。

人権教育の推進

1 人権教育及び啓発活動を進める体制の充実

人権問題は、国民的な重要課題であることを踏まえ、あらゆる人権問題の解決や一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、関係機関と連携しながら、人権に関する正しい理解と認識を高める活動を推進する。

- (1) 京丹後市人権教育・啓発推進計画に基づき、人権尊重の精神が身につくこと

を目的として、関係機関・団体と連携し、人権教育の機会を提供する。

- (2) 関係部局と連携し、啓発活動を推進する組織の育成・充実に努める。

2 人権に関する学習機会の充実

人権が尊重される社会の実現に向けて、社会教育が果たすべき役割を認識し、様々な人権に関する学習機会や効果的な手法の提供に努める。

- (1) 学校園、家庭、地域や職場など、身近な生活の場での、人権問題の解決に向けた学習活動の機会充実と促進、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け実践する態度を育む取組の推進に努める。
- (2) 障害のある人の自立と社会参加を促進し、教育やスポーツ、文化等の様々な交流や学習機会の提供に努めるほか、パラリンピックを契機として、障害者に対する理解を深め共生社会の実現を目指す。

家庭・地域社会の教育力の向上

1 子どもの成長を支える家庭教育の振興

次代を担う子どもが「生きる力」を身に付け、心豊かに成長するため、すべての教育の出発点である家庭教育を支援し、保護者が安心して家庭教育を行えるよう、子どもの発達段階に即した効果的な学習機会の提供に努めることによって、家庭の教育力を高め、家庭教育の総合的な振興を図る。

- (1) 子育ての不安や悩みを抱えている親に対応するため、関係機関との調整を図り、効果的な情報の提供や身近な場での学習と交流及び相談活動を推進する。
- (2) 子どもの自己肯定感、自立心などの社会を生き抜く力を育むため、親子の共同活動を促進し、ふれあいを大切に活動を進める。
- (3) 家庭、地域及び各学園が、めざす子ども像や幼児児童生徒の実態及び課題を共有し、連携・協働を強化し、系統的な学習機会の拡充と子どもを守り育てる

地域活動を促進する。

- (4) 子どもの成長を支える関係団体を積極的に支援し、組織の育成を図る。

2 青少年の育成と地域活動の推進

学校教育との連携を強化し社会の構成員としての自覚を育てるため、地域における自然体験活動や農林漁業体験などを通して青少年の社会参加の推進を図り、これからの時代に必要な力や地域への愛着や誇りを育む。

- (1) 地域を拠点とした集団活動や社会参加活動及び学習・文化・スポーツ活動などの交流機会を通じて、身近な場での体験活動の充実を図るとともに、協調性と行動力を育む。
- (2) 青少年の健全育成と安心・安全な地域づくりのため、家庭・地域社会・学校園及び関係団体や行政機関が組織的に連携し、課題を共有することによって、効果的な地域活動を推進する。

3 地域の教育力を高める成人教育の充実

市民生活の向上と地域活動への積極的な参画を促進するため、市民の生活課題、地域課題に即した学習活動等を推進する。

- (1) 市民の自発的な学習活動を促進するため、市民の学習ニーズを把握するとともに、継続的かつ系統的な学習の場及び情報を提供する。
- (2) 市民生活の向上を図るため、各種講演会や学級・講座など、幅広い学習機会の提供に努める。
- (3) 地域づくりを基盤とした学習活動を進めることによって、地域における市民の連帯感を高めるとともに、地域リーダーの育成を図る。
- (4) 地域学校協働本部の活動を推進し、地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えることを目指すとともに、地域住民の生涯学習・自己実現に資することで、地域の活性化を図る。

文化芸術の振興

1 地域文化活動の促進

市文化芸術振興条例に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民が生きがいのある生活を送ることができるよう地域の生活文化を育て、ゆとりと潤いのある地域づくりを推進する。

- (1) 市民の継続的な文化芸術活動を促進するため、文化団体等の活動を支援するとともに指導者の養成を図る。
- (2) 地域の特色を生かした文化事業及び市民の自発的かつ日常的な文化芸術活動を育成する。
- (3) 市文化芸術振興計画の策定について研究・検討を行う。
- (4) 文化芸術活動の拠点である京都府丹後文化会館について、施設のさらなる活用を推進するとともに、リノベーション工事に向け、京都府に対して要望活動を進める。

2 芸術鑑賞の機会及び情報の提供

市民の豊かな心を育むため、優れた文化芸術に親しむ機会を充実するとともに伝統文化活動の推進を図る。

- (1) 関係機関・団体との連携を強化し、優れた文化芸術や伝統文化に親しむ機会の拡充を図る。
- (2) 文化芸術に関するさまざまな情報の収集と提供に努める。

文化財の保護と活用

郷土の歴史・文化財を後世に伝えるため、史跡・資料館施設の整備充実を図るとともに、歴史や文化財を学習する機会を充実し、歴史文化に深い理解と関心を持つ人材

の育成・活用を進める。

- (1) 文化財保護法の改正に伴う文化財保存活用地域計画の策定を検討し、丹後の輝かしい資産を観光や地域振興に積極的に活かす。
- (2) 地域の文化財保全のため、市民啓発と土地等の開発調整に取り組む。
- (3) 地域や市民団体等の文化財の保護活動を支援する。
- (4) 学校・地域と連携し京丹後市の歴史・文化等を学ぶ「丹後学」などの学習を支援し、児童生徒の郷土への愛着と誇りや将来への夢と希望を育む。
- (5) 史跡整備検討委員会の答申を基に、網野銚子山古墳等の史跡整備を推進する。
- (6) 文化財セミナーや京丹後史博士育成講座、文化財の現地見学等、市民を対象とした歴史・文化の学習機会を充実するとともに、学んだ知識や体験をまちづくりや地域活性化に生かすことのできる人材の育成・活用を図る。
- (7) 資料館の整備充実を図るとともに、資料館等の文化財関連施設の機能を活かした学習及び体験活動を推進する。
- (8) 市史編さん事業及びその後の調査で明らかになった郷土の文化財、歴史の調査成果を普及啓発し、地域づくりに活かす。
- (9) 琴引浜の鳴き砂など、ユネスコ世界ジオパークに認定された山陰海岸ジオパークを構成する地質遺産を教育に活かし、普及啓発を図る。
- (10) 京丹後市デジタルミュージアム、文化財ライブラリーなどインターネット環境を活用して、京丹後市の文化財を普及啓発する。

生涯スポーツの推進

1 ライフステージに応じたスポーツ施策の推進

生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤として、全ての市民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会の充実を図る。

- (1) 子どもから高齢者まで、気軽に楽しく続けられるスポーツに取り組むためのきっかけづくりとして「チャレンジデー」を実施するなど、身体を動かすことの「楽しさ」や「喜び」に触れる機会を創出する。
- (2) 高齢者がいくつになっても元気で動けるよう、健康寿命を伸ばす運動・スポーツの推進に取り組む。
- (3) 子どもたちがスポーツに親しむことのできる環境を整備し、身体を動かすことの「楽しさ」や「喜び」を実感できる機会の充実を図るとともに、過度な運動による事故や怪我を防止できるよう、指導者に向けた学習機会の提供に努める。
- (4) スポーツを通じた障害者の社会参加及び共生社会の実現に向け、障害者と健常者が一緒になって楽しめるスポーツの普及を目指し、障害の有無に関わらず全ての人が身近にスポーツに楽しめる環境づくりを進める。
- (5) スポーツ推進委員のスポーツの推進のための事業に係る連絡調整並びに市民に対するスポーツの実技指導者としての資質向上に努めるとともに、公民館及び小・中学校PTAなどと連携したスポーツ人口の拡大を図る。

2 スポーツ競技力の向上

各種スポーツ団体との連携を強化し、競技人口の拡大、ジュニアアスリートの育成とあわせて指導者の養成を進めることにより、競技力の向上を図る。

- (1) 競技スポーツ振興の中心的な組織である京丹後市体育協会の活動を支援し、競技力の向上を図る。
- (2) 東京2020オリンピック・パラリンピックのホストタウン及びワールドマスターズゲームズ2021関西の取組を通して、オリンピックを含むトップアスリートと触れ合う機会を提供し、競技技術の向上に対する意欲を高める。
- (3) 個々の選手の特性に沿ったコーチングスキルの普及を目的に、体育協会や競

技団体の活動を支援し、指導者の指導力の向上及び育成に努める。

- (4) リニューアルする峰山途中ヶ丘公園陸上競技場について、競技会や陸上教室など様々な利用を促進し、あらゆるスポーツの基礎となる陸上の競技力向上につなげる。

3 スポーツ・レクリエーション環境の整備・充実

市民の日常的なスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、活動の拠点である社会体育施設・設備の整備に努める。

- (1) 市民が安全に安心して利用できるスポーツ・レクリエーション環境を提供するため、社会体育施設の設備の点検・整備に努める。
- (2) 老朽化した施設や利用実績が少ない施設は、用途変更や廃止等の見直しを検討し、施設のより効果的、効率的な管理運営に努める。
- (3) 社会体育施設の効果的、効率的な管理運営を促進するため、指定管理や委託などの管理運営体制を検討する。
- (4) 峰山途中ヶ丘公園陸上競技場の第3種公認陸上競技場としての整備を推進する。
- (5) ワールドマスターズゲームズ2021関西での活用をはじめ、「ジオ・スポーツ」の拠点施設としての利活用に向けた久美浜湾カヌーセンター（仮称）の施設整備を行う。

4 スポーツ観光のまちづくり

自然豊かな観光資源を活用した「ジオ・スポーツ」や、東京2020オリンピック・パラリンピックでのホストタウン事業及びワールドマスターズゲームズ2021関西などの国際スポーツ大会を通じ、国内外からスポーツ選手や観光客を呼び込み、スポーツと観光が融合したスポーツ観光のまちづくりを進めることにより、スポーツによる地域の活性化を図る。

- (1) 「ジオ・スポーツ」や滞在型のスポーツイベントの開催を積極的に支援し、

交流人口の拡大を図る。

- (2) スポーツ情報の効果的な発信に努める。
- (3) 社会体育施設の整備・充実を図りながら、全国規模のスポーツ大会や合宿の誘致、ホストタウン等の国際交流事業に取り組み、スポーツによるまちづくりを進める。
- (4) 地域と一体となったスポーツ観光を推進するため、「する」「見る」以外に「支える」ことでも得られるスポーツの「楽しさ」や「喜び」を感じる機会の提供に努め、大会等運営ボランティアの育成に努めるとともに、地域全体で「スポーツ・ツーリスト」を迎え入れる雰囲気醸成を図る。

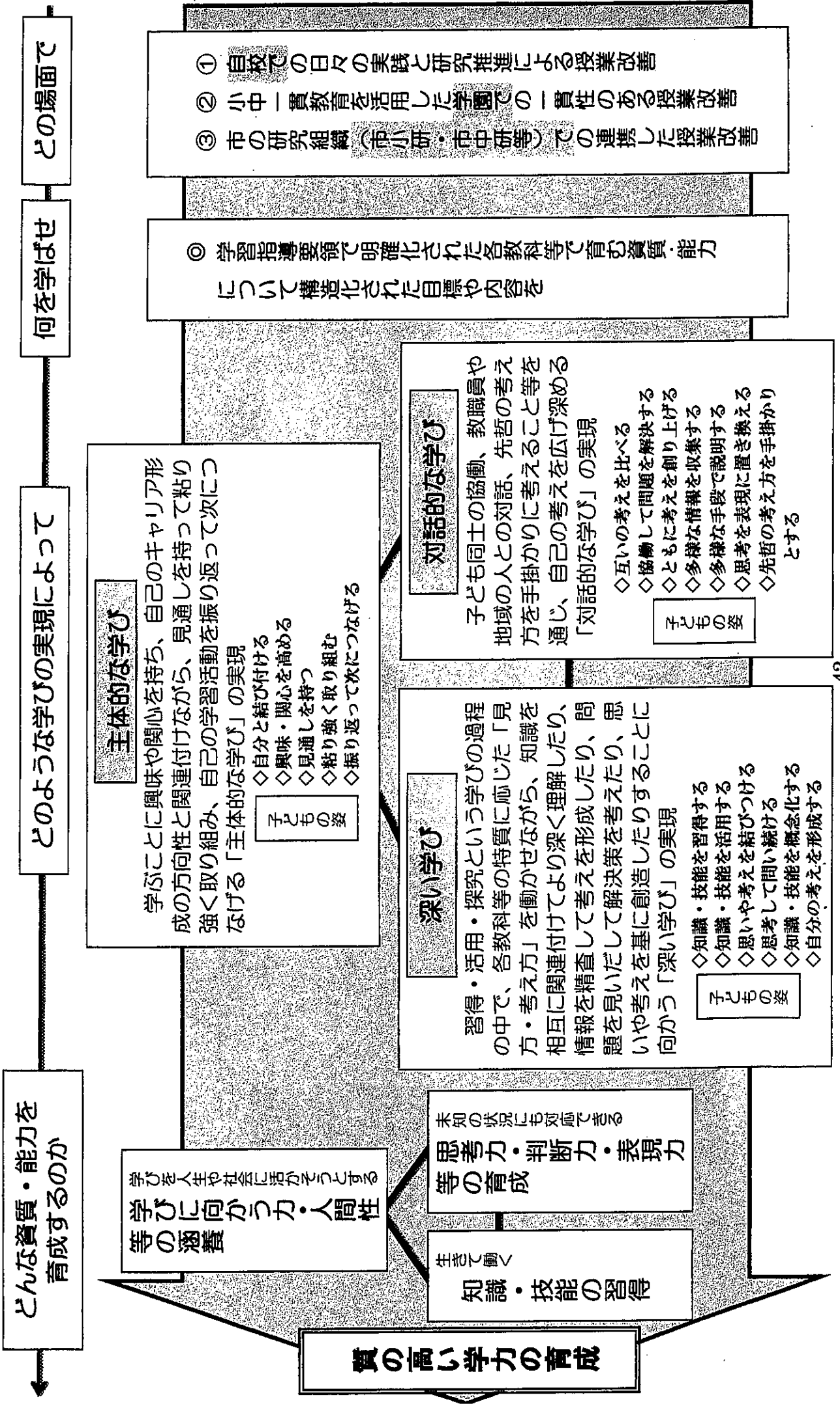
社会教育指導体制の充実

社会教育を効果的に推進するために、社会教育関係委員及び社会教育関係職員の研修機会の拡充に努め、社会教育指導者の資質の向上を図る。

- (1) 社会教育関係委員の活動を活性化し、社会教育の計画的かつ系統的な推進を図る。
- (2) 社会教育関係職員の資質の向上を図るため、研修及び交流機会の拡充に努める。

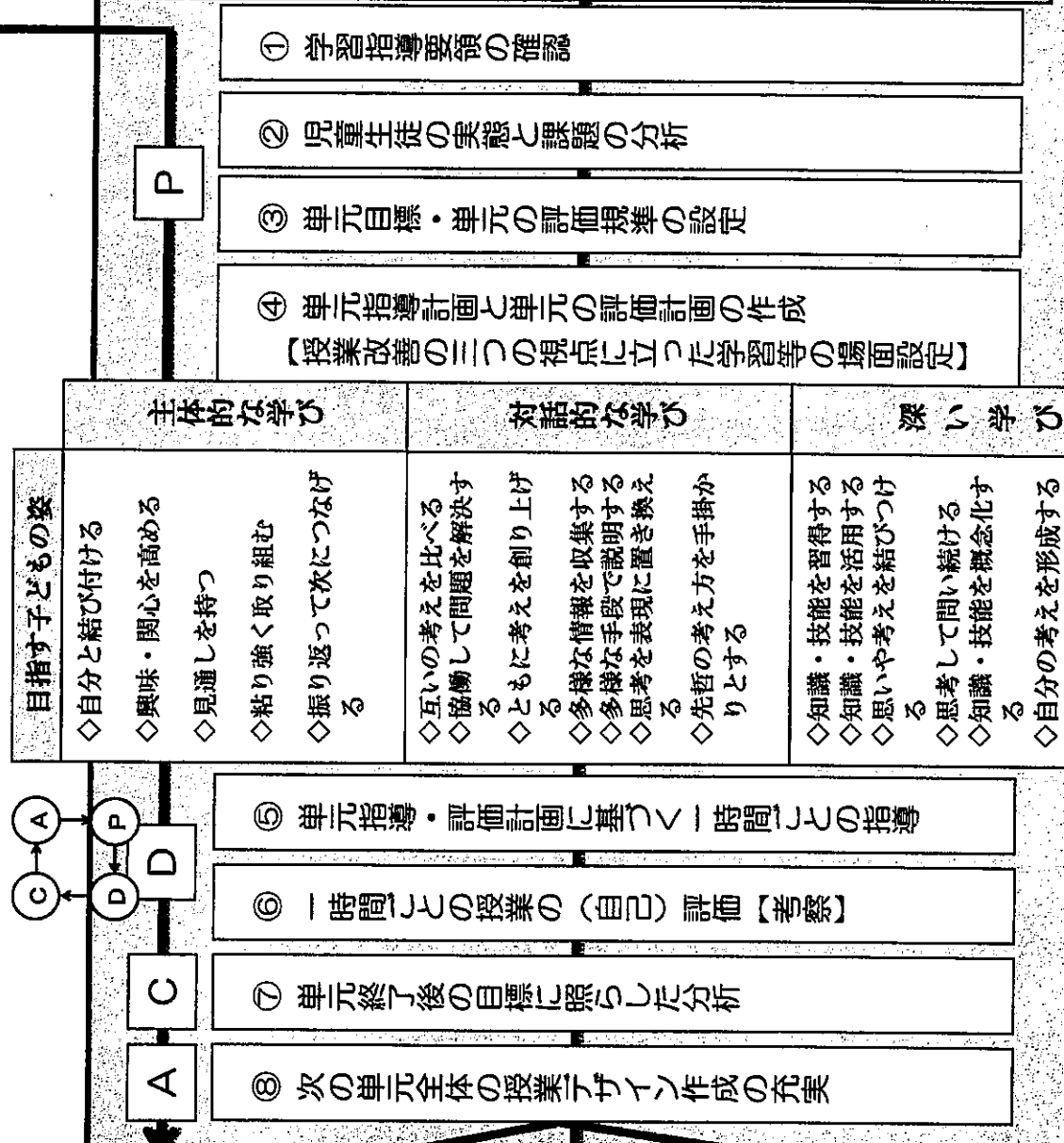
參考資料

京丹後市が目指す『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた 授業改善による質の高い学力の育成について



『主体的・対話的で深い学び』による授業改善の具体について

授業改善



主体的な学び	対話的な学び	深い学び
<p>目指す子どもの姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇自分と結び付ける ◇興味・関心を高める ◇見通しを持つ ◇粘り強く取り組む ◇振り返って次に活かす 	<ul style="list-style-type: none"> ◇互いの考えを比べる ◇協働して問題を解決する ◇ともに考えを創り上げる ◇多様な情報を収集する ◇多様な手段で説明する ◇思考を表現に置き換える ◇先哲の考え方を手掛かりとする 	<ul style="list-style-type: none"> ◇知識・技能を習得する ◇知識・技能を活用する ◇思いや考えを結びつける ◇思考して問い続ける ◇知識・技能を概念化する ◇自分の考えを形成する ◇新たなものを創り上げる

◎ 単元・題材全体の授業デザイン

- ◇「主体的・対話的で深い学び」による授業改善とは、まったく新しい授業方法ではなく、各教科等における優れた授業改善等の取組に共通し、かつ普遍的な要素を学習指導要領に盛り込んだということ
- ◇したがって、今までの実践・研究を大切にしながら授業を充実・改善することで「学びの質」を高めたいことが重要
- ◇「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」は、授業の形式や型ではなく、授業を充実・改善するための3つの視点
- ◇特定の教科だけでなく、教科横断的な学びの視点であり、中学校及び学園の研究においても積極的に活用することができる視点
- ◇新学習指導要領では、単元や題材のまとまりを強調、まとまりの中で、どこに3つの視点に立った学習等の場面を設けるかという単元・題材全体の授業デザインが重要
- ◇ただ話し合う時間を与えるだけでなく、目的・対象・方法を明確にし、様々な対話を充実させることが重要
- ◇「思考力・判断力・表現力」は、教師の「教え・練習・反復」の授業だけでは身に付けられないので、「知識・技能の習得」と「思考力・判断力・表現力」の育成は合わせて行うデザインが必要

学びに向かう力・人間性等の涵養
 思考力・判断力・表現力等の育成
 知識・技能の習得

質の高い学力の育成

京丹後市の学校教育改革構想



子どもたちの育ちと指導の一貫性をめざして 概要

平成24年11月

京丹後市教育委員会では、平成24年11月に「京丹後市の学校教育改革構想」を策定しました。この構想では、子どもたちの「生きる力」を今以上に育成するため、就学前から中学校卒業までの一貫した教育と豊かな子育ての実現を目指しています。

1 学校教育改革の構想へ

教育をめぐる国や京都府の動き

京丹後市が誕生して8年。この間、教育基本法の改正をはじめとして、教育をめぐる環境は大きく変化してきました。京都府教育委員会においても、「京都府教育振興プラン」を指針とした教育改革が進行中です。市教育委員会として、国や京都府の動きを十分に踏まえ、新たな時代に的確に対応できる教育環境や教育条件の整備に向けて、努力していかなくてはなりません。

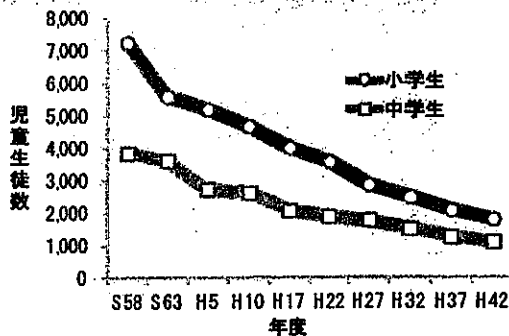
出生数の漸減と小規模校化の進行

本市では、小中学校の児童生徒数の漸減により、学校の小規模校化が続いています。小規模な学校にはそのよさがある反面、指導面での制約も存在します。一定規模の児童生徒数・学級数が確保できれば、今以上に多様な学習指導や多角的な人間関係の育成が可能になるなど、将来にわたる本市の子育てや教育のあり方について豊かに考えていく機会となります。

国や府における主な教育改革の動き

平成18年	教育基本法を改正
平成19年	地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正 学校教育法を改正 教育職員免許法を改正 教育公務員特例法を改正
平成20年	国が教育振興基本計画を策定
平成21年	保育指針、幼稚園教育要領改訂・実施
平成23年	府が「京都府教育振興プラン」を策定 小学校学習指導要領改訂・実施
平成24年	中学校学習指導要領改訂・実施

本市小中学校の児童生徒数の推移（推計値を含む）



学校再配置の取り組みと学校評価改革

平成19年から取り組んできた学校再配置では、小中学校の児童生徒の保護者を中心とした検討委員会のなかで、「小中一貫教育などにも配慮した真に特色ある学校づくりに努力していただきたい」と提言されました。平成22年に策定した「京丹後市学校再配置基本計画」では、学校再配置を「新しい学校づくり、新たな地域づくりのスタート」と位置付けました。

学力や生活面での課題

本市の子どもたちは、基礎的・基本的な学力はほぼ全国の平均値にありますが、知識や技能を活用する力には課題があると考えられます。家庭学習習慣や基本的な生活習慣の面でも、全国的な水準と比較して、その形成に弱さが見られています。心の面では、自尊感情、積極性や社会性、コミュニケーションの力などを一層身に付けさせる必要があるとともに、全国的な状況と同様に規範意識の弱さや短絡的な問題行動が課題となっています。

これらは、学校と家庭、地域社会がともに考え合い連携して解決すべき課題です。

2 学校教育改革構想の具体化へ



学校教育のあり方

中学校を修了する生徒には、卒業時に期待される学力や豊かな心などの「生きる力」を確実に身に付けさせなければなりません。さらに、希望進路の実現に向け、中学校と高等学校等との連携にも配慮することが大切です。そのためには、子どもの教育に関わる全ての関係者が、本市の教育を取り巻くさまざまな課題やこれまでの取り組みを振り返り、今後の本市学校教育のあり方を総合的に検討していく必要があります。

子どもの異質と教育の一貫性

小学校から中学校へ進学した際、学習・生活スタイルや人間関係の急激な変化に適應できず、つまずく生徒が出現するという問題が出てきています（中1ギャップ）。これは、中学校で不登校や問題行動が増加する背景のひとつになっていると考えられています。また、小学校高学年で既に思春期の特徴が現れ始めるといった子どもたちの発達の早期化に、どう対応していくかも課題です。このような子どもの課題や変化に対応するには、保育所、幼稚園、小中学校が連携し、校種間の接続を改善するとともに、子どもの発達に応じた一貫性のある学校教育を実現していく必要があります。

新しい学力育成と教育の一貫性

変化の激しいこれからの社会で必要とされる力 - 思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」や生涯にわたって学び続ける力などが、一層求められています。このような力は、指導に系統性や一貫性がないとなかなか身に付かないといわれています。就学前から中学校卒業までの一貫性のある教育を実現させていくことは、本市の将来を担う子どもの育成にとって大変に重要です。

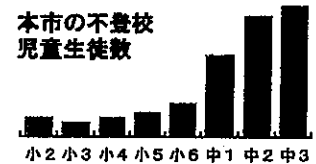
また、学校だけでなく、子どもたちの学ぶ意欲や将来への夢・希望を支える家庭や地域社会の役割がとても重要であり、子どもを育む地域づくりにも配慮することが大切です。

現行の学校教育システムの再検討へ

このような社会の変化、子どもの変化、求められる学力の育成に対応していくためには、子どもの育ちや学校での指導を「義務教育9年間」という視点で捉えなおし、今以上に連続性・一貫性のある指導が可能となるよう、学校教育のあり方やそのシステムを再検討することが重要です。国においても、文部科学省で小中一貫教育制度等が検討されるなど、一貫性のある教育が重視されてきています。

中1ギャップ

急激な変化につまずく生徒
中1年で不登校・問題事象が増加



小1プロブレム

小学校の学習や生活に適應しにくい児童の出現

発達の加速傾向

小学校高学年から始まる思春期

求められる力

より連続性・一貫性のある教育が重要

豊かな人間関係を築き、交流する力

思考力・判断力・表現力や学ぶ意欲などの確かな学力

生涯を通じて自ら学ぶ力

小中一貫教育の構想

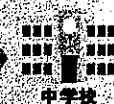
市教育委員会では、学校再配置の取り組みを契機として市民の期待に応えられる教育改革を進め、市域全域での「小中一貫教育」に取り組むこととします。これにより、「中1ギャップ」等の教育課題を解決するだけでなく、統一的で一貫した学校教育を確立します。

なお、本市では、「小中一貫教育」に保育所や幼稚園の就学前教育を加えるとともに、家庭や地域での教育の充実を図り、就学前からの一貫した教育と豊かな子育ての実現を目指します。

小中一貫教育は、小学校入学時から中学校卒業までの義務教育9年間を一体として捉え、統一的で一貫性のあるカリキュラムのもと、小学校と中学校が目標や指導方法を共有しながら緊密に連携、協働して進める教育の方法です。本市では、これに保育所・幼稚園を加えて実施します。



保・幼・小・中学校が緊密に連携し、中学校卒業に向けて一貫した指導を実施



小中一貫教育で期待できること

- 10年間にわたる一貫した教育課程により、一人一人の子どもを長期にわたり継続的に見て指導することが可能になります。
- 保育所や幼稚園、小学校、中学校の先生がいっしょになって、子どもの学力育成や心の変化に対応しやすくなります。
- 中学校進学への不安解消や、中1ギャップなどの子どものつまずきや問題行動・不登校の改善が期待できます。
- 学校や校種を超えた子どもの交流により、自立心や規範意識、社会性などの育ちが一層期待できます。
- 中学校区を単位として、学校と家庭・地域社会の連携を一層深めることができます。

3 学校教育改革構想の重点



学校教育改革構想のテーマ

子どもたちの育ちと指導の一貫性をめざして

将来に夢と希望をもって生き生きと学ぶことのできる子どもの育成

小中学校の連携を一層密にし、本市の条件や環境にあった小中一貫教育を推進するとともに、保育所と幼稚園、小学校との関係についてもさらに連携を深めます。就学前から義務教育修了までの10年間にわたる一貫した子育て支援と教育の実現のため、重点として次項の実践内容①～④の取り組みを進めます。

小中一貫教育の実践内容

① 就学前から中学校卒業時まで目指す子ども像を共有し、子どもたちの「生きる力」の育成を目指します

中学校区を単位として、就学前も含めた共通の目指す子ども像を設定し、その実現に向けて系統的で一貫性のある保育所や幼稚園、小中学校の教育活動を進めます。



「目指す子ども像」の実現に向け、一貫した教育を実施

② 教育課程の編成や指導形態を工夫し、10年間を見通して一貫した指導を大切にします

確かな学力等を育成する教育課程の編成

学習指導要領を基本にしながら、子どもの発達や学習の特性等に応じた小中一貫の教育課程を開発・導入します。就学前から中学校卒業までの10年間を4つの指導区分に編成し、それぞれの時期に効果的な指導形態や指導方法を取り入れます。

幼稚園・保育所	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
0期 就学前	I期 基礎期			II期 充実期			III期 発展期		

子どもの育ちと学びの連続性を重視した4つの指導区分により、それぞれの時期に効果的な指導形態や指導方法を取り入れます。

地域の良さと誇りを学ぶ学習「丹後学」

本市への理解を深め、郷土への愛着と誇り、地域生活への意欲を体系的に育むため、「丹後学」を開発し、保護者や地域の人々の協力、参画により実施します。

豊かな言葉とコミュニケーションの育み

言語力やコミュニケーション力を高める取り組み、小学校低学年から外国語に親しむ活動について、各中学校区で一層充実に努めます。

③ 教育活動の連続性・協働性を高め、子どもたちが互いに学び合う場を確保します

夢と希望を育む幼児児童生徒の交流

各中学校区では、交流授業や合同行事など、学校や校種を超えた幅広い集団での交流や学び合いの活動を実施し、子どもたちの豊かな人間関係を育みます。

小中学校の乗り入れ授業や一部教科担任制

中学校教員が小学生を指導するなど、教員の相互乗り入れによる指導を実施します。小学校高学年では、一部の教科で教科担任制による授業を取り入れます。

※ 実施する内容や方法、回数などは、各中学校区の学校数や立地、教職員体制などの条件により異なります。

④ 学校、家庭、地域社会が連携した教育環境づくりを進めます

地域で子どもを育てる仕組みづくり

学校、家庭、地域社会が連携・協力した地域の教育環境づくりに努めます。学校支援ボランティアの取り組みを拡充し、放課後などにおいても学習や体験の充実に向けて全市をあげた体制づくりを進めます。

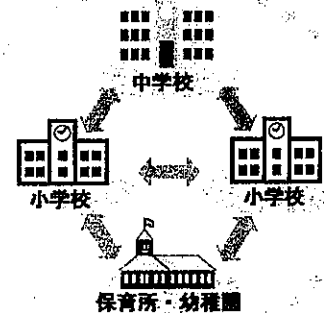
家庭の教育力を高める取り組み

小中一貫教育を契機として学校等の教育への一層の理解を深める取り組みを充実するとともに、基本的な生活習慣や家庭学習習慣の確立、^{しつけ}躾などについての啓発を進めます。

小中一貫教育の形態

学校再配置の環境を生かし、既存の校舎を活用した「施設分離型」の小中一貫教育を推進します。

※「施設分離型」とは、小学校と中学校の校舎は分かれています、小中の教職員が積極的に連携して、小中一貫教育の教育課程に基づいた教育活動を進める形態です。



小中一貫教育の全市展開に向けて

小中一貫教育の導入は、初年度を平成26年度とし、準備が整った中学校区から、順次、小中一貫教育へ移行します。平成28年度には、全ての中学校区で小中一貫教育を実施します。

平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度

研究
試行

小中一貫教育を導入し
実施校を順次拡大

全ての中学
校区で実施